

## 認知症と軽度認知障害(MCI)～住み慣れた場所で生活を～



家族の物忘れがひどいけど、もしかしたら認知症・・・？

認知症かな？と心配になったらできるだけ早くかかりつけ医に相談をしましょう。



認知症地域支援推進員

**認知症**とは・・・いろいろな脳の障害によって認知機能（記憶力や判断など）が低下し、生活するうえで支障が出ている状態です。誰にでも起こりうる病気です。認知症にはいくつかの種類があり、症状に合わせた治療や対応の仕方があります。



ご家族が「おかしいな？」と思われた時は、**軽度認知障害(MCI)**の状態かもしれません。

**軽度認知障害(MCI)**とは・・・認知症ではありませんが軽度な認知機能の低下を有し認知症になる危険が高い状態です。  
日常生活には支障はありません。軽度認知症にもタイプがあります。  
\*放置すると認知症状が進展する人もいます。  
\*MCIの状態を見逃さず、適切な治療・予防をすることで回復したり、認知機能の低下を遅らせることもあります。

**早期発見・治療で症状の進行を阻止することがとても大切です!**

【お問い合わせ先】 奥出雲町地域包括支援センター  
有線 31-5132 電話 54-2512

## 警戒レベルを用いた防災情報の提供について

平成30年7月豪雨を踏まえ、国の検討会議が行われた結果、今後は、住民主体の防災対策へ転換していくため、住民のみなさんが適切な避難行動をとれるよう防災情報をより分かりやすく提供することとなりました。本町としましても、以下のとおり**警戒レベルを用いた情報の提供**を行いますので、警戒レベルに合わせた行動を取ってください。

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を住民に促す情報
警戒レベル5	命を守る最善の行動	災害発生情報
警戒レベル4	避難	避難指示(緊急) 避難勧告
警戒レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル2	避難行動の確認	注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報

・警戒レベル3～5は、町が発令し、警戒レベル1～2は気象庁が発令します。

※警戒レベルは順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。  
※避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、緊急的、または重ねて避難を促す場合などに発令します。**警戒レベル4 避難勧告が発令されたら、速やかに避難を開始**してください。

【お問い合わせ先】  
総務課 防災管財グループ  
有線 31-5228 電話 54-2505

### 児童手当の現況届の提出をお忘れなく

児童手当の支給を受けている方は、毎年6月中に現況届を提出する義務があります。この届は、6月1日における現況を把握し、手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。

対象の方には6月初旬に必要な書類を送付しています。提出がまだの方は、6月28日(金)までに提出をお願いします。

<提出先>  
仁多庁舎 町民課  
横田庁舎 結婚・子育て応援課

【問い合わせ先】  
奥出雲町教育委員会  
結婚・子育て応援課  
有線20-4272  
電話52-2206



～ひとりで悩んでいませんか～

### ○● ひきこもり家族教室のご案内 ●○

ひきこもりに関する知識や本人さんへの対応の工夫を学び、ご家族同士で語り合う「家族教室」を開催します。ご家族の不安や焦る気持ちを和らげることを目的とした場です。お気軽にご参加ください。

- 対象: ひきこもりの方(中学校卒業以上)のいるご家族。
- 開催日時: 第1回 7月31日(水) 13:30～16:00  
※ 第2,3回については、松江会場または出雲会場に参加することができます。
- 会場: 雲南保健所 集団指導室
- 申込み方法: 事前申込み制。電話、ファックス、郵送のいずれかで下記までお申込みください。
- 締め切り: 令和元年7月17日(水)

○●申込み・問い合わせ先●○  
鳥根県立心と体の相談センター  
相談判定課  
〒690-0011 松江市東津田町1741-3  
いきいきプラザ鳥根2階  
電話 0852-32-5905  
Fax 0852-32-5924



### ごみの出し方について

- 「不燃ごみ」と「空きびん」の収集が同じ日になりました
  - ・それぞれの指定袋に別々に入れてください。
  - ・はじめに「不燃ごみ」を収集して回り、その後「空きびん」を収集して回りますので、「空きびん」の収集は午後になる場合があります。
  - ・作業の都合上、「不燃ごみ」を収集する際に「空きびん」の袋を収集ボックスの外に出しておく場合があります。
- 「プラスチック類」は 表示があるもの(プラスチック製容器包装)だけ  
(「プラスチック製容器包装」とは、商品を入れるためのプラスチックやビニール製の容器や包装のことです)
  - ・ 表示の無いプラスチック製品(バケツ、コップ、プランター、CD等)は「燃えるごみ」へ。
  - ・ 表示があっても、食べ物汚れが付いたものは「燃えるごみ」へ。
- アルミニウム(アルミホイル等)は「不燃ごみ」へ
  - ・食べ物汚れはすすいで必ず落としてください。

【お問い合わせ先】  
町民課 町民グループ  
有線 31-5108 電話 54-2510

